

事務連絡
2026年3月26日

建設業団体 各位

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課

貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて
(令和8年3月16日付け事務連絡)

平素より大変お世話になっております。

昨年6月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）による改正内容の一部が本年4月1日から施行されることとなっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定です。

改正法は、貨物自動車運送事業に係る許可等に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、今般、貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて、廃棄物行政を所管する環境省にも確認した内容を別添のとおり地方公共団体宛に発出されており、この旨貴団体会員企業等各位にも参考周知いただけますと幸いです。

※ 別添の事務連絡が地方公共団体に発出されていることの参考送付となります。